

一、家庭税免親点の設定

二、特別地租の廃止

三、糖種酒の根本的改正 — 特に諸軍税の廃止

四、府縣營業税の廃止

五、新設すべき諸税 — 土地増価税、田地税、庭園税、不在地主税、百貨店税、

商品券税、不動産取得税、蓄妾税、別荘税

理由

中央税制の改革理由と同じければ省略

実行方法

本大会に於て決議すると共に、あらゆる手段、あらゆる機会を以て本決議実行のたりの民衆的興味の喚起に努めること。党選出の県会議員、市会議員、町村会議員は本決議実行のたりにこれ／＼の地方議会に於て闘争すること。右の原則に基づき、具体的の成果を伴って議会に提出す。試案の作製は中央執行委員会並に政策委員会に一任す

軍備縮小に関する件

主 文

中央執行委員会 提議

昭和四年憲法大会は陸海軍備の縮小に関する左の如き原則を決議す

一、軍備常設中央機関の改革

イ、陸海軍省を併合すべし *ありて一た区*

ロ、陸海軍文官制

ハ、海軍々令部と参謀本部を併合すべし。然してその権限より惟陸上軍權を

撤去すべし

二、陸軍の縮小

A、陸軍諸官衙、陸軍諸学校の廃止又は併合

イ、教育總監部を廃止すべし

ロ、東京警備司令部、軍需補充部、衛生利務所等の縮小

ハ、陸軍幼年学校、陸軍経理学校、陸軍々医学校、陸軍獸医学学校、陸軍工科大学

校、陸軍少小学校、陸軍砲工学校、陸軍士官学校、野戦砲兵学校等を縮小又は